

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 21.4.8 第 171 回国会第 12 号

4 月 8 日（水）第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 消費者庁設置法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 1 号）
消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 2 号）
消費者安全法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 3 号）
消費者権利院法案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 8 号）
消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外 2 名提出、衆法第 9 号）
 - ・各案審査のため、北海道に派遣された委員を代表して船田委員長から、兵庫県に派遣された委員を代表して岸田文雄君から、それぞれ報告を聴取しました。
 - ・鳩山総務大臣、野田国務大臣（消費者行政推進担当大臣）、増原内閣府副大臣、石崎総務副大臣、倉田総務副大臣、松野文部科学副大臣及び政府参考人並びに提出者枝野幸男君（民主）及び階猛君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

土 屋 正 忠君（自民）

- ・例えば、憲法第 26 条で規定されている教育の事務は、法律に基づいて地方が行っている。これと同様に消費者行政も、普遍的な施策を全国で行う必要があるにせよ、地方の事務として行うべきではないかと考えるが鳩山総務大臣の見解を伺う。
- ・消費者行政を全国標準として統一的去るため、地方の特性を活かしながら、財政的な支援を行う必要があると考えるが鳩山総務大臣の見解を伺う。
- ・消費者権利院法案第 34 条において、消費者権利官は、消費者問題による被害の発生・拡大の防止等のため、事業者に対し、包括的な立入検査権限を規定しているが、今までの法体系にはない強大な権限であるとするが、提出者の見解を伺う。

榎 屋 敬 悟君（公明）

- ・地方消費者行政活性化基金について、地方からは、その使途に関してできるだけ自由とし、3 年の期限以降も活用できるようにしてほしいと要望があるが、鳩山総務大臣の決意を伺う。
- ・地方消費者行政活性化基金は、支援メニューに応じて、どのように活用できるのか。また、人件費への充当を含め、できるだけ自由に活用できることが必要であるとするが、いかがか。
- ・地方消費者行政は、現在、地方の様々な取組があり、消費者権利院法案において、一律に国家公務員とするのは、消費者行政を進める上で、地域の実情に応じた消費者行政の発展を妨げるおそれがあるとするが提出者の見解を伺いたい。

小 川 淳 也君（民主）

- ・地方交付税措置により地方消費者行政を支援すると言っているが、本当に地方消費者行政の予算増加に繋がるのか。野田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者行政を法定受託事務とすべきであるという圓山参考人の提案について、提出者の見解を伺いたい。
- ・現在世の中に出回っているクローン牛の数及び表示を任意とした理由を農林水産省に伺いたい。また、クローン牛を「Cビーフ」と表示することは消費者の選択権という視点に立つと不適切ではないか。

田 島 一 成君（民主）

- ・地方消費者行政活性化基金は 3 年間の時限的措置であるが、期限が切れる平成 24 年以降の支援の見通しを野田国務大臣に伺いたい。また平成 24 年以降の地方財政の見通しを総務省に伺いたい。
- ・基金の交付事業のうち、消費生活相談員養成事業において一般職の職員が対象から除外されている理由を伺いたい。
- ・相談員養成事業のうち、法人募集型のものについては、民間人が消費者や事業者の秘密や権利利益に関わる相談業務に携わる可能性があり、労働者派遣法や地方公務員法等に照らし、問題があるのではないか。

枝 野 幸 男君（民主）

- ・国が地方公共団体に対し使途を限定し、人件費として交付している例はこれまでであるのか。
- ・義務教育費の国庫負担や警察官の定員の基準については

自治事務であっても法律又は政令で定めており、消費者行政は自治事務であるから法令で定めて人件費を直接国から出すことはできないという理由は成り立たない。消費者行政を推進するためには、野田国務大臣がリーダーシップを発揮して国が直接使途を限定して人件費を出せる仕組みを作るべきではないか。

- ・消費者庁は政府案のように内閣の中に作ると結局他の省庁と事前に調整済みの勧告・措置要求等しか行うことが出来ないおそれがある。民主党案のように内閣から独立し、強い権限を持った機関とすべきではないか。

吉井英勝君(共産)

- ・地方財政法上、自治事務に対して補助金を使って人件費を支出することを認める規定はあるのか。
- ・相談員は劣悪な状況にあるということだが、現在の相談員の業務にふさわしい処遇がなされているのか、野田国務大臣の所見を伺いたい。また、昨年8月26日に人事院から、相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては、期末手当に相当する給与を支給するよう努めることとの通知が出されたことから、相談員に対して期末手当相当の給与を支給することができるか、野田国務大臣及び鳩山総務大臣の見解を伺いたい。

日森文尋君(社民)

- ・消費者行政を、消防、警察、病院などのように、ナショナル・ミニマムを保障するシステムとして位置付け、国が事業指針や配置基準を明確にして地方をサポートしていく必要があると考えるがいかがか。
- ・民主党案では、消費生活相談員を国家公務員としているが、仮に安定的な雇用や適正な人員配置が実現した場合にも国家公務員でなければならないと考えているのか。民主党案提出者に、その趣旨について伺いたい。
- ・消費生活センターは、地方によって様々な形で設置されているが、今後、どのような形で配置されることが望ましいと考えているか。

糸川正晃君(国民)

- ・消費生活相談員の正規職員化について、野田国務大臣は、どのような対応を考えているか。
- ・消費生活センターの業務の民間委託について、様々な問題点が指摘されていることから、消費生活センターは、地方公共団体が直接運営すべきと考えるが、鳩山総務大臣の見解をお伺いしたい。
- ・地上波デジタルへの移行について、消費者行政の観点からどのように対応しているのか。また、今後、移行に関する詐欺事件など、悪質な事案が増えることも想定されるが、どのように消費者を守っていくのか、鳩山総務大臣にお伺いしたい。